

共済だより

令和4年7月発行 No.214



『三国港市場』(坂井市)

主 な 内 容

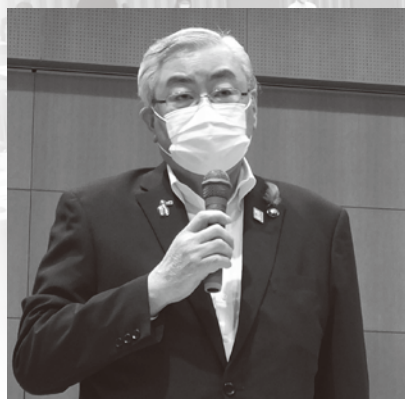
令和3年度決算	2
標準報酬制における定時決定	7
被扶養者の資格要件確認調査を実施します	8
外傷性傷病の原因調査にご協力をお願いします	10
令和4年10月から育児休業中の給与・賞与にかかる 掛金等免除の要件が変わります	12
退職等年金給付に係る財政状況(令和2年度末)について	14
受けよう!おとなの歯科健診	15
特定保健指導を受けましょう	16
重症化予防	17
ライフプランセミナーのご案内	18
夏のボーナスは組合員貯金へ	19
貸付事業からのお知らせ	19
エル・サポート・福井からのお知らせ	20

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

第163回組合会

令和3年度の決算が承認されました



第163回組合会は5月26日に福井県自治会館で開催され、令和3年度決算等の2議案は、慎重な審議を経ていずれも原案どおり議決されました。

なお、今回の組合会で議決された事項は次のとおりです。令和3年度決算の要旨については、後のページで説明させていただきます。

第163回組合会で議決された事項

議案第1号 定款の一部変更(案)について

議案第2号 令和3年度決算について

新組合会議員の選出

市町村長議員第1区選出の坂本憲男議員が退任されたことに伴い、去る5月27日に組合会議員の補欠選挙が行われました。

その結果、池田禎孝氏(坂井市長)が当選され、前任者の残任期間である令和4年11月30日までご就任いただくことになりました。



議員
池田 禎孝氏
(坂井市長)
福祉事業部会長

(令和4年5月31日現在)

お問合せ先

総務企画課 0776-52-7300

健康管理課 0776-52-7301

年金課 0776-52-7303

越 路 0776-77-3151

組合の状況

組合員数	10,357人
(男)	5,287人
(女)	5,070人
任意継続組合員数	72人
被扶養者数	7,405人
平均標準報酬月額(短期)	348,424円
(厚年)	342,398円
(退年)	342,387円

令和3年度決算の要旨

総括事項

(単位：人、円)

組合員種別	決算値	対前年度比
一般組合員 (うち特別職)	9,155 (35)	604 (2)
市町村長組合員	16	△1
特定消防組合員	1,121	2
長期組合員	4	2
市町村長長期組合員	1	1
小計	10,297	608
任意継続組合員	78	0
合計	10,375	608
第3号厚生年金被保険者	10,268	596
※のうち介護保険対象組合員	5,926	385
被扶養者数	7,634	98
組合員1人当たり 平均標準報酬の月額		
長期	343,458	△5,535
短期	349,959	△5,566

短期経理

この経理は、組合員及び被扶養者の皆様の医療費のほか、高齢者医療制度への支援金や介護保険にかかる納付金を支払う経理です。

令和3年度の収入は、会計年度任用職員の新規加入等により掛金・負担金収入が増加し、前年度よりも約2億4,700万円の増収となりました。

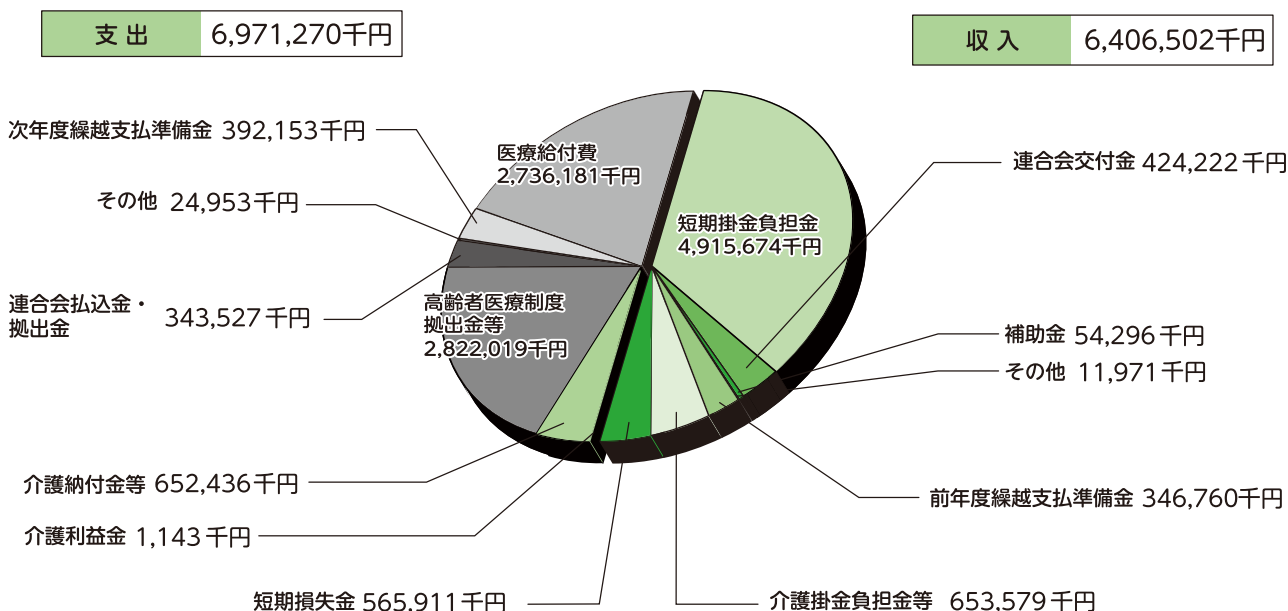
支出では、令和2年度は新型コロナによる受診控えの影響で医療費が減りましたが、コロナ禍での予防習慣が定着し受診控えが解消されたことから、令和3年度は前年度に比べて保健給付全体の支出額が増加しました。

また、高齢者医療制度への支援金等は25.2%増加し、約5億6,800万円の増加となりました。

短期給付分としては、5億6,591万円の損失金が生じたため、短期積立金を取り崩して補填しました。

介護分としては、114万円の利益金が生じたため、介護積立金に積み立てました。

結果として、次年度に繰り越す利益剰余金は、短期積立金16億3,931万円、介護積立金5,440万円、あわせて16億9,371万円となりました。



厚生年金保険経理

一元化後の厚生年金相当部分(いわゆる2階部分)の給付に係る組合員保険料、負担金、旧制度に基づく追加費用及び基礎年金拠出金に係る取引について経理しています。

収入は、負担金が78億3,461万円(基礎年金拠出金に係る公的負担金22億2,697万円、追加費用6億2,115万円を含む。)、組合員保険料が49億8,649万円で、その負担金、組合員保険料をそのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

退職等年金経理

一元化に伴い廃止となった職域相当部分(いわゆる3階部分)に代わり、新たな制度として発足した退職等年金給付に係る掛金、負担金の取引に係る経理です。

収入は、負担金が4億969万円、掛金が4億968万円で、その負担金、掛金をそのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

経過的長期経理

一元化前の既裁定の公務上障害給付、公務上遺族給付の費用負担及び旧制度に基づく追加費用、旧恩給組合条例給付に係る払込金について経理しています。

施行日以後に発生した公務上障害給付、公務上遺族給付は、退職等年金給付の中で支払われることとなります。

地方公共団体の負担金のみで5,813万円(追加費用4,907万円、旧恩給組合条例給付に係る払込金347万円を含む。)を収入し、そのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

退職等年金預託金管理経理

全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理の余裕金の預託を受け、貸付経理への貸付を行うための経理です。

令和3年度の運用収入は281万円となりましたが、そのまま支払利息として支出しました。

貸付経理に対する年度末の貸付残額は2億7,200万円となりました。

令和3年度の預託金の貸付金等の修正総合利回りは0.93%となっています。

経過的長期預託金管理経理

この経理は、地方公共団体が発行する縁故地方債の引き受けを行う経理です。

令和2年度末での保有債券は無く、令和3年度中に縁故地方債の新規受け入れも発生しなかったため、収支、資産、負債はすべて0円となりました。

業務経理

この経理は、長期・短期各事業運営のため、また市町村職員共済組合全般の運営のための人件費・管理費等に要する諸費用を賄っています。

主な収入は、地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰入金、連合会交付金で、令和3年度の組合員1人当たりの額は12,925円でした。

支出では新型コロナウイルス感染症により出張が無くなったこと及び今年度も経費節減に努めたことにより、事業計画額を下回りました。

その結果生じた当期利益金2,609万円は、全額利益剰余金として積み立てました。

保健経理

この経理では、短期給付事業の補完的な事業として、生活習慣病の予防のための事業（人間ドック利用助成、がん検診助成等）や健康増進のための事業（リフレッシュ施設利用助成、越路などの保養所利用助成、ライフプランセミナーの開催等）のほか、特定健康診査や特定保健指導など健康管理事業を実施しました。

令和3年度の実績は次のとおりです。

主 な 事 業	金 額	利用状況
人間ドック利用助成（2日、1日、脳）	72,164千円	2,244人
予防検診（がん検診助成、生活習慣病予防検診助成）	24,377千円	11,237人
歯 科 健 診 助 成	1,038千円	348人
こ ころ の 健 康 カ ウ ン セ リ ン グ	1,104千円	456件
保 養 所 利 用 助 成	20,951千円	5,212枚
リ フ レ ッ シ ュ 施 設 利 用 助 成	7,654千円	15,307枚
長 期 勤 続 者 宿 泊 優 待	3,420千円	114組
医療費通知・後発医薬品差額通知・重症化予防受診勧奨通知	104千円	－
保健衛生講座助成・健康管理担当者研修会・ライフプランセミナー	931千円	－
特 定 健 康 診 査	3,711千円	271人
特 定 保 健 指 導	12,748千円	452人

宿泊経理

この経理は、組合員とそこご家族の保健、保養を目的とした施設「越路」を運営しています。

令和3年度は、引き続き新型コロナウイルスの影響を受け、厳しい状況となりました。お客様や従業員の安全を第一に考え、密を避けるため1日の予約者数を制限したり、計画休館を実施したりしたことにより、利用者数は昨年度より回復したものの7,060人にとどまりました。

収入も伸び悩み、約377万円の当期損失金が生じたほか、保健経理からの繰入金のうち、7,000万円を越路の改修計画に基づき改良積立金に積み立てました。これらは利益剰余金（積立金）及び利益剰余金（欠損金補てん積立金）を取り崩すことにより対応しました。

令和4年度も新型コロナウイルスの影響は避けられませんが、お客様に安心してご利用いただけますよう、より一層の感染防止対策に努めてまいります。

区 分	令 和 3 年 度 末	令 和 2 年 度 末	比 較
利 用 者 数	7,060人	4,983人	2,077人
利 用 率	24.4%	18.3%	6.1%
売 上 高	103,015千円	74,835千円	28,180千円

貯金経理

令和3年度の決算を行った結果、組合員貯金総額は、439億8,800万円となり、前年度に比べ20億8,695万円の増額となりました。

収入では、資産に対する運用収入が5億3,808万円となり、支出では皆様にお支払する貯金利息が3億4,023万円、その他の費用とあわせて計3億9,617万円となりました。

この結果生じた当期利益金は、安定した事業運営に備え、全額を欠損金補てん積立金として積み立てました。

なお、資産の運用については、6ページの「組合員貯金の資産運用について」をご参照ください。

区 分	令 和 3 年 度 末	令 和 2 年 度 末	比 較
貯 金 額	43,988,005千円	41,901,054千円	2,086,951千円
貯 金 者 数	8,315人	8,122人	193人
貯金者1人当たり貯金額	5,290,199円	5,158,958円	131,241円
支 払 利 率	0.8%	1.0%	△0.2%

組合員貯金の資産運用について(令和4年3月末現在)

運用方法

組合員貯金ご加入の皆様からお預かりした組合員貯金の資金を、法令・総務省通知の基準に従い、安全性を重視し効率的に運用し、その運用益を利用されている方に還元しています。

貯金の一部払戻しや退職による解約に対応するための短期的資産は、定期預金等の預貯金での運用を行い、長期的資産としては、国債、地方債、社債、円貨建外国債券(外国政府等の債務保証債券等で格付けはAA格以上の債券)の有価証券での運用を行い、株式は一切保有しておりません。

運用リスクと対策

共済組合は金融機関ではないため、各個人に対する1,000万円までの預金保護(ペイオフ)の適用はありません。

資金運用は、債券発行体や取引金融機関の破綻などにより、資金を損失するリスクはゼロではありませんので、万が一の事態(債券発行体の倒産等による債務不履行や金融機関の破綻)に備え、欠損金補てん積立金として貯金総額の5%以上を積み立てることが法令で定められております。

なお、令和4年3月末現在の欠損金てん積立金は、約61.5億円を積み立てています。

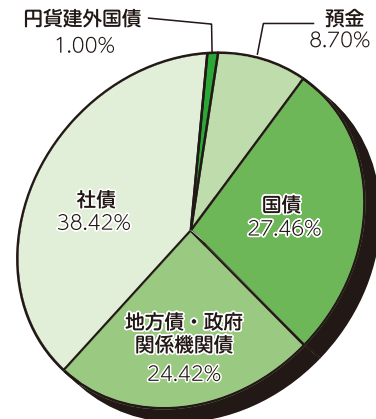
資産運用の状況

当組合の貯金事業は、主に債券での運用を行っていますので、過去に取得した高利回りの債券が満期償還を迎えると、その再運用は現在の金利水準での運用となります。

近年の低金利状況の長期化の影響を受け、運用利回りは徐々に低下している状況ですが、安心してご利用いただける貯金事業であり続けるために、現在の低金利状況下においても「安全性」を重視した効率的な運用に努め、安定的な運営を行ってまいります。

※令和4年3月末の貯金経理の資産運用割合は次のとおりとなっています。

運用区分	金額	割合	
短期的 預金	4,370,308千円	8.70%	
長期的	国債	13,791,376千円	27.46%
	地方債・政府関係機関債	12,267,440千円	24.42%
	社債	19,292,960千円	38.42%
	円貨建外国債	500,000千円	1.00%
合計	50,222,084千円	100%	



貸付経理

この経理は、組合員が臨時に必要とする資金の貸付けを行う経理です。

令和3年度の新規貸付件数は62件でした。

その内訳は、普通貸付23件、住宅貸付4件、特別貸付35件でした。

令和3年度末の貸付件数及び貸付残高は、普通貸付及び住宅貸付減少の影響を受け、前年度に比べ共に減少しました。

(貸付状況)

(単位：件、千円)

区分	令和3年度末		令和2年度末		比較	
	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
普通貸付	172	155,998	181	170,522	△9	△14,524
住宅貸付 (災害・介護住宅を含む)	89	189,096	102	220,505	△13	△31,409
特別貸付	155	152,833	139	142,128	16	10,705
計	416	497,927	422	533,155	△6	△35,228

令和3年度の貸付利率は、年利1.26%、災害貸付は年利0.93%、在宅介護対応住宅貸付は年利1.0%です。

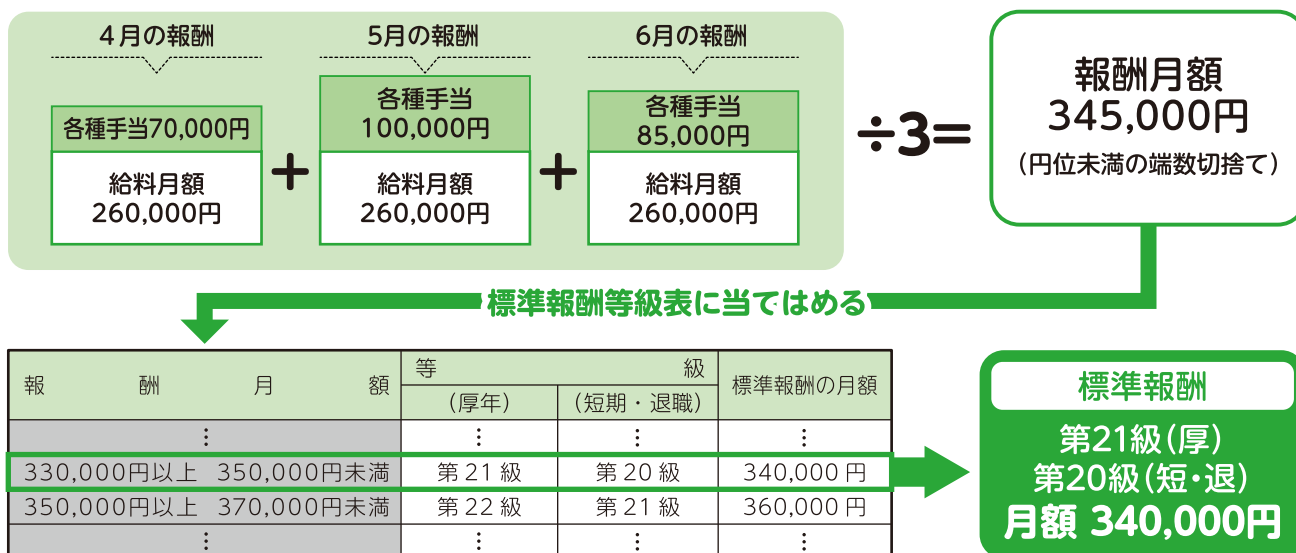
標準報酬制における 定時決定

1. 定時決定とは

共済組合は、組合員が実際に受けている報酬の月額と既に決定されている標準報酬の月額との間に大きな差が生じないように、原則として、毎年7月1日に組合員である方全員(休業中、休職中、欠勤している方も含みます。)について、4月、5月、6月(以下「算定基礎月」といいます。)の3か月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額とし、標準報酬等級表に当てはめて標準報酬の月額を決定します。毎年1回決められた時期に実施することから、この決定のことを「定時決定」といいます。

決定した標準報酬の月額は、原則、その年の9月から翌年の8月まで掛金等の算定の基礎になります。

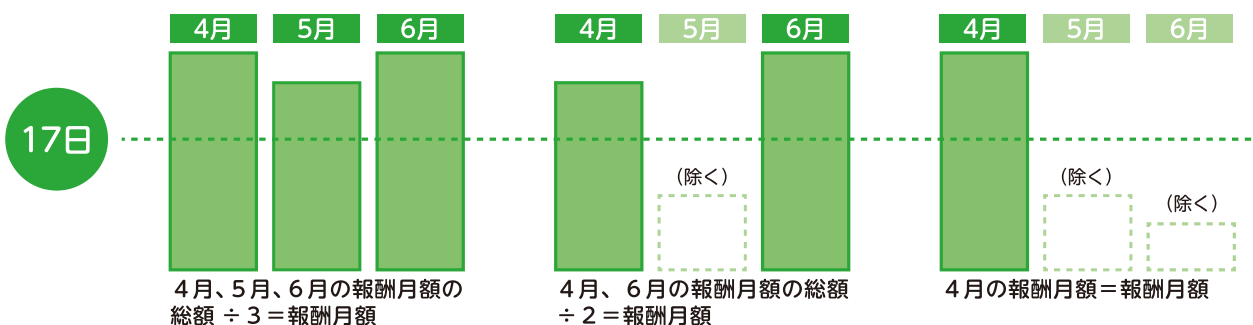
★定時決定のイメージ



2. 定時決定の算定

算定基礎月の各月において、報酬の全部が支給されない日がある場合(欠勤、病気休職(無給)、育児休業、介護休業など)は、支払基礎日数が17日未満であれば、算定基礎月からその月を除いて算定します。

★報酬月額の求め方



3. 保険者算定

定時決定において、休業・休職等により報酬月額を算定することが困難であるとき、又は、業務の性質上、時間外勤務手当が毎年発生することにより2等級以上の差が発生する等、一定の要件に該当することにより算定結果が著しく不当となるときは、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮し、保険者算定の方法により標準報酬の月額を決定する場合があります。

4. 標準報酬 決定・改定通知書

定時決定を行ったのち、9月に組合員である方全員(当年7月以降に随時改定等を行った方を除きます。)に対し、標準報酬の月額を記載した通知書を配布いたしますので、大切に保管してください。

なお、給与明細に標準報酬の月額等が記載されている一部の所属所については、当該通知書の作成を省略しております。

<お問合せ先 健康管理課>

被扶養者の資格要件確認調査を実施いたします

短期給付の将来に向けて安定した財政運営を図るためには、医療費請求の内容審査の強化や健康保持増進事業を積極的に実施することはもちろん、その対策の一環として、被扶養者の適正な資格管理が不可欠なものとなっております。

そこで、共済組合では毎年、被扶養者の要件を確認するための資格調査を行っています。
組合員の皆様には趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

実施方法

該当する組合員の方に『被扶養者資格確認調査書』を所属所経由で配布いたします。
当調査書に所要事項を記入し、必要書類を添付して所属所担当課までご提出ください。

※任意継続組合員の方へは、共済組合から直送いたします。

実施期間

令和4年7月中旬～令和4年8月31日

調査対象者

- ◎本年7月1日現在、認定されている被扶養者のうち、給与条例による扶養手当が支給されていない方全員
- ◎今年度61歳以上66歳以下の方(扶養手当が支給されている方も含む)
- ◎今年度40歳以上65歳未満で障害者福祉施設等に入所されている方

※ただし、次の事由に該当する方は調査対象外とします。

- 令和4年6月以降に認定された被扶養者
- 令和4年2月以降に令和4年度分の更新等手続きをされた被扶養者

調査書に添付する書類

対象被扶養者	提出書類	所得証明書 または同意書	住民票謄本	在学証明書	年金支払 通知書	ねんきん定期便 または被保険者 記録照会回答票	確定申告書 及び内訳書	雇用証明書	送金事実 確認書類
① 配偶者		◎			△	△	△	△	
② 学生 ※1		△		◎				△	△
③ 18歳～60歳で ①②以外の方 ※2	同居	◎			△		△	△	
	別居	◎			△		△	△	◎
④ 60歳以上の方 ※2	同居	◎			△	△	△	△	
	別居	◎			△	△	△	△	◎
⑤ 義父母、兄弟姉妹など ※2		◎	◎		△	△	△	△	
⑥ 18歳未満の方 ※3	〈組合員以外の扶養義務者についての書類です。〉								
		◎			△		△	△	
⑦ 40歳以上65歳未満の障害者 福祉施設等入所者	被扶養者資格調査書に施設名・住所を記入してください。 〈添付書類は不要です。〉								

◎…必ず必要 △…場合によっては必要

添付書類に関する留意事項

- ※1 学生の場合、**在学証明書**を提出してください。ただし、夜間・定時制・通信制課程の学生である場合、**「在学証明書」及び「所得証明書」等**の提出が必要です。
- ※2 父母(祖父母含む。)のうち、どちらか一人のみ被扶養者認定されている場合であっても、夫婦には「同居・協力・扶助義務」があることから、**父母双方の収入を調査させていただきます。**
例えば、父母のうち母のみ被扶養者認定されている場合であっても、**父母双方の「所得証明書」や「年金支払通知書」等**の書類の提出が必要です。
- ※3 18歳未満の方に係る書類は提出不要ですが、当該子に対する**組合員以外の扶養義務者(組合員の配偶者)がいる場合**、扶養義務者の書類の提出が必要です。

提出書類について

「所得証明書」または「同意書」	令和4年分の所得証明書です。市役所・町役場で交付を受けてください。 「同意書」を提出していただいた場合は、共済組合で所得情報を情報連携で取得します。
「住民票謄本」	組合員との同居について確認します。市役所・町役場で交付を受けてください。
「在学証明書」	令和4年4月1日以降に交付された在学証明書を提出してください。
「年金額支払通知書」	年金を受給している方は提出が必要です。(遺族年金、障害年金を含みます。) 最新の「年金支払通知書」または「年金額改定通知書」の写を提出してください。
「ねんきん定期便」または「被保険者記録照会回答票」	61歳以上66歳以下の方で、年金を受給されていない方は提出が必要です。
「確定申告書及び内訳書」	営業所得や農業所得等がある(マイナスの事業を含む。)場合、被扶養者認定独自の「収入に要する諸経費」の取扱がありますので、令和3年分の「確定申告書」及び「経費内訳書」の写を提出してください。
「雇用証明書」	パート、アルバイト等をされている場合、提出が必要です。 共済組合指定の様式にて、パート先等で勤務形態の証明を受けてください。
「送金事実確認書類」	被扶養者が組合員と別居している場合、提出が必要です。「組合員」から「被扶養者」へ「生計費の1/3以上」の送金があったか、客観的に確認できる書類であることが必要です。

～個々の事例によっては、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。～

被扶養者の要件

共済組合では、皆様から提出していただいた「被扶養者資格確認調査書」及び添付書類を基に『被扶養者の要件』を現在も満たしているかを審査します。

● 被扶養者の要件とは？ (以下①～⑤をすべて満たすことが要件となります。)

- ① 主として組合員の収入により生計を維持する方であること
- ② 組合員の3親等内の親族であること
- ③ この先1年間の収入額が130万円未満であること
ただし、障害を事由とする年金を受給している方または60歳以上の公的年金受給者については、180万円未満であること
なお、「この先1年間の収入額」については、例えば短期のアルバイト等であっても1年間継続するものとして判断することとなります。従って、実際には130万円未満の収入であっても130万円を超えると判断される場合があります(以下同じ)のでご注意ください。詳しくはホームページや共済だより各号などを参照してください。
- ④ 被扶養者のこの先1年間の収入額が、組合員の前年収入額の1/2未満であること
- ⑤ 調査の対象被扶養者(組合員の配偶者を除く)が配偶者を有する場合、その配偶者との収入の合算額が下記の条件を満たし、かつ、組合員の前年収入額の1/2未満であること

対象被扶養者	その配偶者 公的年金を受給していない方	障害年金受給者または 60歳以上の公的年金受給者
公的年金を受給していない方	260万円未満	310万円未満
障害年金受給者または 60歳以上の公的年金受給者	310万円未満	360万円未満

● 主として組合員の収入により生計を維持する方とは？

- i. 給与条例による扶養手当の支給対象者
- ii. 学校教育法第1条に規定する学校の学生
- iii. 傷病等により就労能力を喪失している方
- iv. 18歳未満60歳以上の方で、組合員の収入により生計費が賄われている方
- v. 18歳以上60歳未満の方で、稼働能力者ではあるが組合員が扶養しなければならない状況にあり、組合員の収入により生計費が賄われている方
- vi. 組合員と別居しているが、組合員より生計費の1/3以上の送金により生計を維持されている方

● 被扶養者の取消

この調査により被扶養者の要件を欠くことが判明した場合、被扶養者の資格は取消になります。

なお、遡って取消となりその間に当組合の組合員被扶養者証を使用して医療機関等で受診した場合、その医療費の保険診療分について返還していただくことがあります。

組合員の皆様におかれましては、被扶養者の就職などに伴う健康保険の加入状況や収入状況等を把握していただき、変更があった場合には速やかに手続きをしていただきますようお願いいたします。

<お問合せ先 健康管理課>



外傷性傷病の原因調査に、 ご協力をお願いします。



共済組合では、医療費増高対策の一環として、外傷性傷病の原因調査を行っています。

傷病の原因が「第三者行為によるもの」の場合は加害者が、「公務災害によるもの」の場合は地方公務員災害補償基金が、その治療費を負担することになっています。

これらに該当する医療費を共済組合が負担していた場合、本来負担すべき加害者等に医療費の返還を求めています。

調査対象となられる皆様には大変お手数をおかけいたしますが、短期財政の適正な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

調査目的

組合員証等の使用による診療のうち、傷病の原因が「第三者行為によるもの」や「公務災害によるもの」に該当していないか確認するために行います。

調査方法

- ① 外傷性と思われる傷病に関する診療報酬明細書(レセプト)を抽出し、調査対象となられた組合員の皆様あてに「外傷性傷病原因報告書」を配布します。
- ② 「外傷性傷病原因報告書」がお手元に届きましたら、傷病の原因・その状況等を詳しく記入し、共済組合事務担当課あてご提出ください。



組合員証は使用できません! ～公務上の傷病～



お工作中的のケガや、お仕事が原因で発症した病気等については、その治療に係る医療費が、公務上の災害として「地方公務員災害補償基金」より補償されることになっています。

したがって、**公務上の災害により治療を受けるときは、組合員証を使用することができません。**

必ず、医療機関にて「公務上の災害である」旨を伝えていただき、各所属所の公務災害担当者を通じて「地方公務員災害補償基金」あて必要な手続きを行ってください。

組合員証を使用して治療を受けてしまった場合には、すみやかに医療機関(薬局も含む。)に申し出ていただき、併せて各所属所の公務災害担当者にもご連絡ください。

なお、必要な手続きが行われなかったときは、保険者負担分(医療費の7割相当分)をご本人様に請求させていただきます場合がありますので、ご注意ください。

確定申告に対応した医療費通知書を送付いたします

当共済組合では、組合員又は被扶養者の適正な受診を心がけていただくため、7月と1月の年2回医療費通知書を送付しています。この医療費通知書は、確定申告の際に、必要に応じて使用することが可能です。

なお、7月発行の医療費通知書には原則当年の3月診療分まで、1月発行の医療費通知書には原則前年の9月診療分までが記載されます。特に、7月発行の医療費通知書は翌年の確定申告まで半年以上ありますので、大切に保管していただきますようお願いいたします。

また、医療費通知書は医療保険上の世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知書に記載されます。不都合がある場合には、当共済組合健康管理課までお申し出ください。医療費通知書の送付を停止させていただきます。

<お問合せ先 健康管理課>

市町村条例等による医療費助成制度の 医療費助成を受けていませんか？

… 医療費助成を受けるようになった場合は報告が必要です …

さまざまな医療費助成がありますが、居住地の市町村が実施している次の条例による医療費助成を受けている方は、共済組合に報告して下さるようお願いいたします。

報告が必要な
医療費助成

- ①ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例によるもの
- ②重度心身障害者医療費等の助成に関する条例によるもの
- ③乳幼児・子どもに係る医療費等の助成に関する条例によるもの
(このうち、組合員と住所を別にしていない子に限る)

令和3年8月以降に新たに医療費助成を受けるようになった方は、「報告書」※（「医療費受給者証」の写しを添付して所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

※「報告書」＝「<市町村の条例等による医療費助成の受給><組合員に係る市町村民税の課税状況>報告書」は、所属所の共済組合事務担当課にあります。

<p>〇〇市 ひとり親家庭等医療費受給者証</p> <p>加入医療保険 共済 市町村職員共済</p> <p>対象者番号 00011122233</p> <p>住所 〇〇3丁目〇番〇号</p> <p>氏名 〇〇〇</p> <p>生 〇〇</p> <p>受給者 〇〇</p> <p>有効期 〇〇年 〇月 〇日 から 〇〇年 〇月 〇日まで</p> <p>〇〇市長 印</p> <p>ひとり親 家庭など</p>	<p>〇〇市 重度障害者医療費受給者証</p> <p>加入医療保険 共済 市町村職員共済</p> <p>対象者番号 00011122233</p> <p>住所 〇〇〇</p> <p>氏名 〇〇</p> <p>生 〇〇</p> <p>受給者 〇〇</p> <p>有効期 〇〇年 〇月 〇日 から 〇〇年 〇月 〇日まで</p> <p>〇〇市長 印</p> <p>重度 障害者</p>	<p>〇〇市 乳幼児・子ども医療費受給者証</p> <p>加入医療保険 共済 市町村職員共済</p> <p>対象者番号 00011122233</p> <p>住所 〇〇</p> <p>氏名 〇〇</p> <p>生 〇〇</p> <p>受給者 〇〇</p> <p>有効期 〇〇年 〇月 〇日 から 〇〇年 〇月 〇日まで</p> <p>〇〇市長 印</p> <p>乳幼児 子ども</p>	<p><市町村の条例等による医療費助成の受給> <組合員に係る市町村民税の課税状況> 報告書</p> <p>報告書の提出先は、所属所の共済組合事務担当課に提出してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村の条例等による医療費助成の受給状況</th> <th>課税状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇市 ひとり親家庭等医療費助成</td> <td>課税状況</td> </tr> <tr> <td>〇〇市 重度障害者医療費助成</td> <td>課税状況</td> </tr> <tr> <td>〇〇市 乳幼児・子ども医療費助成</td> <td>課税状況</td> </tr> </tbody> </table> <p>報告書</p> <p>組合員に係る市町村民税の課税状況</p> <p>〇〇市長 印</p>	市町村の条例等による医療費助成の受給状況	課税状況	〇〇市 ひとり親家庭等医療費助成	課税状況	〇〇市 重度障害者医療費助成	課税状況	〇〇市 乳幼児・子ども医療費助成	課税状況
市町村の条例等による医療費助成の受給状況	課税状況										
〇〇市 ひとり親家庭等医療費助成	課税状況										
〇〇市 重度障害者医療費助成	課税状況										
〇〇市 乳幼児・子ども医療費助成	課税状況										

組合員または被扶養者が医療費助成を受けることになると、医療機関の窓口での医療費の自己負担分(3割負担等)は、全額または一部が地方公共団体から公費負担されます。

この場合、原則として窓口での自己負担分がなくなるため、附加給付等※の支給を行いません。

共済組合では、附加給付等を適正に支給するため、受給状況について毎年調査を行っています。

みなさまのご理解とご協力をお願いします。

※医療費の自己負担分が25,000円(上位所得者の場合は、50,000円)を超えたときに共済組合が行う給付です。

「上位所得者」とは、標準報酬の月額が530,000円以上の組合員及びその被扶養者をいいます。

【注意事項】

随時、報告を受け付けていますので、助成を受けることになった場合等、報告忘れのないようお願いします。

報告がなく、医療費助成と共済組合の附加給付等を重複して受給されると、共済組合からの附加給付等を全額返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

組合員または被扶養者で、昨年、医療費助成を受けていた方へ

8月中に「報告書」を配布します。

更新手続きをされ、引き続き医療費助成を受けることになった(または受けなくなった)ことについて、「報告書」に新しく交付された「医療費受給者証」の写し(または非該当通知の写し)を添付して所属所担当課(総務課等)に提出してください。

組合員で、令和4年度の住民税が非課税である方へ

高額療養費の自己負担限度額区分の適用が変更となりますので、医療費助成を受けていない場合でも「報告書」の申請欄に記載のうえ申請してください。

<お問合せ先 健康管理課>

令和4年10月から育児休業中の給与・賞与にかかる掛金等免除の要件が変わります!

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、同法附則第15条により地方公務員等共済組合法の一部が改正されたことに伴い、令和4年10月から育児休業中の給与・賞与にかかる掛金等免除の要件が変わります。

● 現行法における掛金等免除のしくみ

現行法では、月末時点で育児休業等を取得している場合、その月に支払われる給与・賞与にかかる掛金等が免除となります。



● 改正後の掛金等免除のしくみ

現行法のしくみでは、給与・賞与いずれにおいても、月末をまたぐか否かによって掛金等免除の可否が決まることになり、育児休業等の取得時期による不公平が発生していました。

今回、この制度上の不公平を解消するため、掛金等免除の要件が次のように見直されることになりました。

- ① 育児休業等を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、育児休業等の日数が14日以上ある場合は、その月にかかる掛金等が免除されます。(月末時点で育児休業等を取得している場合は、従来どおり免除となります。)
- ② 賞与にかかる掛金等については、1月を超える育児休業等を取得している場合に限り免除されます。

● 適用日及び経過措置について

令和4年10月1日以後に開始する育児休業等について適用し、同日前に開始した育児休業等については、従前どおりの取り扱いになります。

<お問合せ先 健康管理課>

育児休業手当金の支給期間の 延長要件について

組合員が育児休業を取得して勤務を休むとき、原則その育児休業の対象となる子(以下、「子」といいます。)が1歳に達する日(誕生日の前日)までの期間について育児休業手当金が支給されます。ただし、下記の「総務省令で定める場合」(要件1または要件2)に該当し、組合員が育児休業を取得している場合は、子が1歳6か月に達する日(注:1歳6か月時点においても継続して該当する場合は2歳に達する日)まで支給期間を延長できます。

総務省令で定める場合とは？



要件1

子について、保育所(認可保育所に限る)への入所を希望し、申込みを行っているが、入所できない場合。

ただし、次の①～③をすべて満たしており、市町村から発行される入所不承諾通知等の証明書*の提出が必要となります。

- ① 子の1歳の誕生日の前日までに市町村へ保育所への入所申請をしている
- ② 入所希望日が1歳の誕生日以前(1歳の誕生日を含む)である
- ③ 1歳の誕生日以後の期間について入所できない状態(1歳の誕生日は入所できない状態であることが前提)

* 証明書で①～③の要件を満たしているかを判断できない場合は、別途入所希望申請時の申込書等を求める場合があります。

注: 保育所の空き状況等から明らかに入所することが困難な状況であっても、入所申請しておらず、証明書を提出できない場合は、支給期間を延長することができません。

要件2

子の養育を行っている配偶者であり、当該子が1歳に達する日以降の期間についても養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病、離婚等の事情により当該子を養育することが困難になった場合。



<お問合せ先 健康管理課>

表紙説明



『三国港市場』(坂井市)

坂井市にある三国港市場は築50年と老朽化が進んでおりましたが、令和4年に大規模改修が完了し、地元の水産物をPRする観光機能を加えた市場へと生まれ変わりました。

三国港市場は皆様に親しまれる「にぎわいの市場」を目指しております。

毎週日曜日は様々な出店者が並ぶ「朝市」を開催しており、新鮮な水産物を使用した朝ごはんを提供する市場食堂や、購入した水産物をその場で炭火焼きにして食べることもできるブースもご用意しています。

ご家族、ご友人と「港で朝ごはん」いかがですか？

【詳細はこちら↓】



退職等年金給付に係る財政状況（令和2年度末）について

退職等年金給付制度に係る財政状況の確認作業として、毎年、国家公務員共済組合（以下「国共済」といいます。）と地方公務員共済組合（以下「地共済」といいます。）を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額（積立基準額）と実際の積立金額の比較を行っています。これを「財政検証」と呼びます。

この度、地方公務員共済組合連合会において、令和2年度末の財政検証を実施した結果、国共済と地共済を合計した剰余の額は約532億円となりました。

なお、詳細については以下のとおりとなっています。

1. 令和2年度末の年金財政状況

退職等年金給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。退職等年金給付制度の積立状況を把握するため、毎年、「財政検証」を実施しています。

その結果は以下のとおりです。

（単位：億円）

区 分	国共済+地共済	国 共 済	地 共 済
積立基準額 A	20,810	5,637	15,173
積立金(簿価ベース) B	21,342	6,061	15,281
剰余 (B-A)	532	424	108

「積立基準額」は令和2年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が5,637億円、地共済が15,173億円、合計で20,810億円となっています。一方、実際の「積立金」の額は簿価ベースで国共済が6,061億円、地共済は15,281億円、合計で21,342億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が424億円の剰余、地共済が108億円の剰余、合計で532億円の剰余となりました。

2. 国共済と地共済との間の財政調整の実施

退職等年金給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1（ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。）を拠出することとされています。

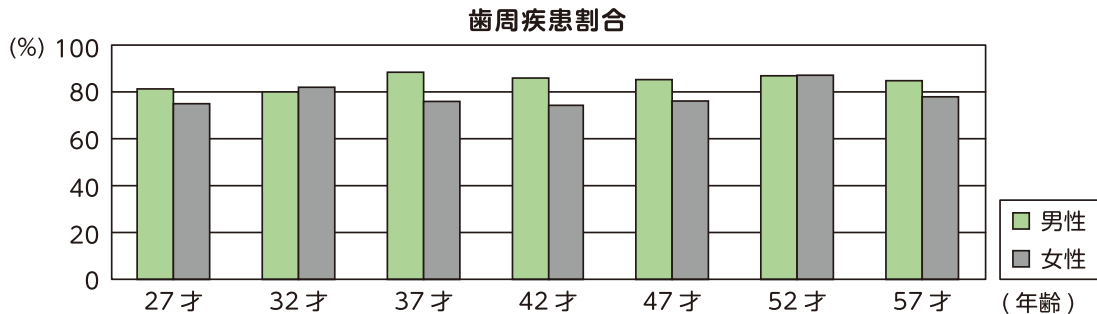
令和2年度末においては、国共済、地共済とも「剰余」の状態であったため、財政調整拠出金（確定額）は、発生しません。

<お問合せ先 年金課>

受けよう!おとなの歯科健診

歯周疾患の割合…男性87.0%、女性77.7%

昨年度実施した歯科健診受診者の歯周疾患の結果を下記のとおりグラフにまとめました。
歯周疾患の割合は、男女共に全年代で70%以上と非常に高い状態となっています。



おとなこそ歯科健診が大切です!

歯周疾患初期は自覚症状がほとんどなく、放置して悪化しがちです。近年、**歯周疾患が、病気を引き起こしたり悪化させたりする**ことが分かってきています。(例:心筋梗塞、動脈硬化、早産、糖尿病の悪化等)
歯科健診を受けて、**重症化前に治療や予防を行い**、元気な身体の根幹である歯の**健康を維持**しましょう。

「歯科健診助成事業」のご案内

令和4年度から対象年齢を変更しました。

★対象者：当年度中に**27・33・36・45・55歳**に達する組合員
(任意継続組合員・令和3年度に歯科健診助成を受けた組合員を除く。)

★実施期間：令和4年7月1日～令和5年1月31日

★回数：1人1回

★費用：**無料**(歯科健診にかかる費用を助成します。)

※ 歯科健診以外の費用(下記参照)は自己負担となります。

- ・歯科健診後、引き続き行われた治療の費用。
- ・定期的な歯科健診の費用。(定期健診と内容が異なるため。)
- ・フッ素塗布、クリーニング、矯正 等



★受診方法について

7月上旬に所属所を通じて「歯科健診助成のご案内」を助成対象者の皆様へお届けします。

受診方法については、「歯科健診助成のご案内」に同封のチラシまたは当組合のHPをご覧ください。

当組合HPもご覧ください

<http://www.fukui-kyosai.jp/>



★実施場所：ご案内同封の「福井県歯科医師会会員健診受入医療機関リスト」中の希望する歯科医院

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う 人間ドック受診の際のお願い

各検査機関において引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応がされていますので、受診にあたってはご協力をお願いいたします。



<お問合せ先 健康管理課>

特定保健指導を受けましょう!!

《特定保健指導とは?》

特定健康診査の結果によりメタボリックシンドローム及びメタボ予備軍と判定され、生活習慣改善が必要な人のために行われる支援プログラムです。

対象者には、共済組合から案内文書が届きますので、是非、特定保健指導を受けてください。



★動機付け支援・積極的支援 保健指導の流れ

実施内容	内 容	
	メタボ一歩手前の方 動機付け支援	メタボのリスクが高い方 積極的支援
初回面接	医師・保健師・管理栄養士等の専門家と、健診結果と生活習慣について面談を行い、自分が実行しやすい生活習慣の改善目標と計画を立てます。	
実践	面接で立てた改善目標に従って、生活習慣の改善を実行します。	約3～6ヶ月間、生活習慣のために専門家の継続支援が行われます。
実績評価	支援終了後、あなたの健康状態や生活習慣が改善されているかの確認が行われます。	

◎生活習慣病を回避するチャンス!

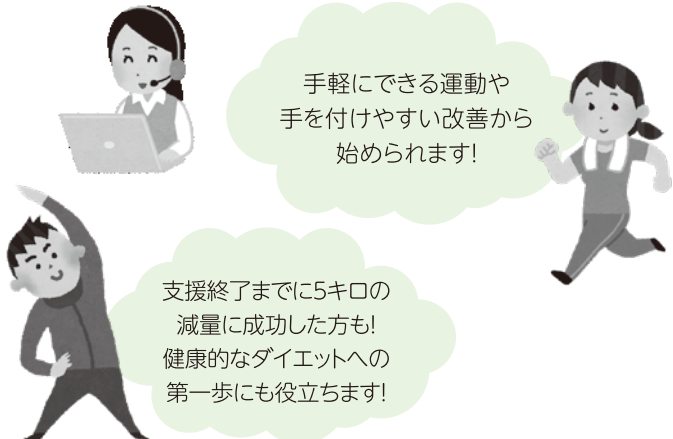
多くの生活習慣病は自覚症状がなく、密かに重症化していることがあります。ここで食い止めましょう!

◎専門家の適切な支援!

自分ひとりで生活習慣を改善しようと思うとなかなかうまく取り組めないことがあります。専門家と相談しながらあなたに合った改善計画を立てられます。

◎費用の自己負担はありません!

費用(約2～4万円)は共済組合が負担します。



共済組合ホームページ(<http://www.fukui-kyosai.jp>)には、健康管理に役立つ情報が掲載されています。

今年度は以下の2種類の記事が毎月更新されますので、是非ご覧ください!

QRコード



どこでもできる! 続けやすい!

楽しく 筋肉トレーニング



パパッとできる!

野菜たっぷり 健康ごはん



<お問合せ先 健康管理課>

ほんとうに怖い「糖尿病」「高血圧」 自覚症状がないから大丈夫だと思いませんか？

治療が必要な状態の方に受診をお勧めする通知を送ります。

糖尿病とは？

ブドウ糖を細胞内に取込み、血糖値を調整するインスリンの不足や働きが鈍くなることで、慢性的に血中のブドウ糖濃度が高くなる病気です。糖尿病が原因で、毎年多くの方が失明し、1万6,000人以上が人工透析が必要となっています。

高血圧とは？

血管に高い圧力がかかり続けることで、血管壁が硬く厚くなり血管が狭くなる病気です。放置すると、動脈硬化を招きます。血管は全身に張り巡らされているので、影響は全身に及び、心筋梗塞や脳梗塞等、命に関わる病気を引き起こします。



共済組合では、令和3年度の特定健康診査の結果、

- ① **糖尿病の危険性が高い方** (HbA1c6.5%以上または空腹時血糖126mg/dl以上)
- ② **高血圧の危険性が高い方** (収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上)

を「精密検査などの受診を必要とされる方」として、健康診断の際、服薬されていないと申告された方を対象に、ご自宅あて「重症化予防受診勧奨通知」を送付いたします。



通知が届かなくても、基準値を超えている方（HbA1c5.6%以上または空腹時血糖100mg/dl以上、収縮期血圧130mmHg以上または拡張期血圧85mmHg以上）は、決して正常な状態ではないことを認識いただき、本格的な糖尿病・高血圧にならないためにも、食事の改善や運動に取り組むことをお勧めします。

こころの健康カウンセリング

人間関係や生活のこと、仕事のことなど誰かに相談したいと思っても、ためらっていませんか？

当組合が提供する「こころの健康カウンセリング」は、メンタルヘルスのご相談について、臨床心理士等の心の専門家が、Webや電話によりカウンセリングを行います。

なお、同一臨床心理士等の電話または面談による継続カウンセリングは、年間5回まで無料です。

電話でのご相談は・・・

フリーダイヤル **0120-863-291**

メールでのご相談は・・・

QRコードからアクセスしてください →



※当組合ホームページからアクセスする場合のユーザー名とパスワードは共に「863291」です。

※プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。

ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えると判断した場合を除きます。

※ご利用者の状況またはご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※ご利用の際の諸条件や地域、内容により、ご要望に添えない場合があります。

<お問合せ先 健康管理課>

ライフプランセミナー参加者募集

当組合では、生涯にわたって生き活きと充実して過ごすための生活設計に役立てていただくため、毎年「ライフプランセミナー」を開催しております。ぜひ、ご参加ください。

＼ライフプラン基礎作りセミナー／

将来を見据えたライフプランと同時に家族の健康も含め、食生活改善により健康的な生活を送るためのヒントを得ることができるセミナーです。50歳未満の方を優先に募集します。

7月に所属所を通じて参加募集をいたしますので、参加ご希望の方は、所属所の共済組合事務担当課または当組合健康管理課までお申し出ください。

開催日時	会場	定員
令和4年9月9日(金) 13:30~16:30	福井県自治会館 多目的ホール	70名
締切日	令和4年8月18日(木)	
内容 (予定)	ライフプランと資産形成 (野村證券株式会社) 各自タブレットでライフプランシミュレーションを作成します。 つみたてNISAなど資産形成の講演を予定しています。	
	未来のための栄養改革 (株式会社 明治) オンラインセミナー(会場への配信による)を予定しています。	



＼50歳からのライフプランセミナー／

退職後の人生の見通しをたて、自身のライフプランを考えることができるセミナーです。

50歳以上の方を優先に募集しますが、早めにライフプランを考えたいといった興味のある方のご参加もお待ちしております。

8月に所属所を通じて参加募集をいたしますので、参加ご希望の方は、所属所の共済組合事務担当課または当組合健康管理課までお申し出ください。

開催日時	会場	定員
令和4年10月12日(水) 13:30~16:30	[嶺北会場] 福井県自治会館	70名
令和4年10月13日(木) 13:30~16:30	[嶺南会場] パレア若狭	50名
締切日	令和4年9月8日(木)	
内容 (予定)	心豊かに生活するための生活設計 (一財)地域社会ライフプラン協会) 家庭経済設計や定年引上げとライフプランへの影響について	
	健康な人生を送るためのからだづくり (福井県立大学 教授) 健康寿命を考え、健康に過ごすためのセミナー	

※上記 両セミナーとも、新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止する場合があります。

<お問合せ先 健康管理課>

夏のボーナスは組合員貯金へ

令和4年度は 年利0.8% (半年複利) となりました。

※組合員貯金の利率は、毎年4月に見直し、年度間適用しますが、金融情勢等の変動を勘案し、変更する場合があります。

※復興特別所得税(0.315%)が平成25年1月1日から令和19年12月31日まで加算されるため、利息に係る所得税は、20.315%です。

払戻日スケジュール

払戻日は「火・水・金」曜日です。ただし祝日を除きます。
払戻請求書は、**払戻日の2営業日前までに当組合必着**です。
特に下記払戻日は、払戻請求書必着日にご注意ください。
※9月23日(金)は祝日のため払戻しできません。

《7月から9月までの払戻注意日》

払戻注意日	払戻請求書の当組合必着日
7月19日(火)	7月14日(木)
8月12日(金)	8月9日(火)
9月20日(火)	9月15日(木)
9月27日(火)	9月22日(木)

簡単に積み立てができます

加入方法 「組合員貯金加入申込書」(3枚複写)に必要な事項を記入・押印の上、所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

定額積立 給与や賞与から自動的に一定額を天引きして積み立てるので、無理なく貯金を続けることができます。

臨時入金 「組合員貯金払込書」(2枚複写)により、最寄りの福井銀行本・支店でお手続きいただくと振込手数料がかかりません!

※臨時入金をされる際、福井銀行窓口で本人確認書類の提出を求められることがありますので、ご協力をお願いします。

郵便物の配達日数の繰り下げが行われました

日本郵便におけるサービス見直しに伴い、福井県内宛の郵便物の配達は今和4年2月14日より、1日程度繰り下げられています。

提出期限間際に送付されますと、ご希望の払戻指定日に添えない可能性がありますので、余裕をもってご提出くださいますようお願いいたします。

貸付事業からのお知らせ

貸付利率
年利1.26%
(変動利率)

貸付事業は、組合員のみなさんの住宅購入資金や車、生活必需品の購入、入学、修学、結婚、葬祭など、様々な場面でご利用できます。



貸付一覧表(一部抜粋)

貸付種類	貸付事由	
普通貸付	物品の購入で臨時に必要な費用	
住宅貸付	自己居住用住宅の新築・増改築・修繕・購入・宅地購入の費用	
特別貸付	入学貸付	組合員・被扶養者・被扶養者でない子の入学に要する費用
	修学貸付	組合員・被扶養者・被扶養者でない子の修学に要する費用
	結婚貸付	組合員・子・孫・兄弟姉妹の結婚に要する費用
	葬祭貸付	組合員の配偶者・子・父母・兄弟姉妹・配偶者の父母の葬祭に要する費用

住宅貸付は
抵当権設定
ご要望に応じて **不要** 返済は安心の
手数料なしで **給与天引**
繰上償還

※貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に伴い変動します。

※貸付申込方法等の詳細については、共済組合までお問合わせください。
ホームページでも確認いただけます。

<お問合せ先 総務企画課>

生活サポートプラン等の 令和3年度配当率が決定しました!

生活サポートプラン・医療保障保険・所得補償保険の令和3年度保険金支払状況および配当率は下記のとおりとなりました。(期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日 1年間)

生活サポートプラン

年間支払保険金額
9件 21,113 万円
配当率 0.0%

生活サポートプラン支払内訳 (令和3年度)

理由	件数	保険金 (万円)
がん	7	16,013
事故	1	4,500
その他	1	600
合計	9	21,113

「生活サポートプラン」は、組合員に万一のことがあった場合に、皆様から集めた保険料を遣されたご家族の生活にお役立ていただき、余剰金が発生した場合は、皆様に配当金としてお返りする仕組みとなっております。令和3年度は多くの組合員のご不幸があり、お支払いが著しく多く、皆様への配当金がありません。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。なお、当制度は1年毎の収支計算で運営しており、上記のお支払いは令和4年度の配当金には影響ございません。

医療保障保険

年間支払保険金・給付金額
174件 約 1,377 万円
配当率 32.691%

医療保障保険支払原因別件数 (令和3年度)

理由	件数
女性特有疾患	35
三大疾病等	32
ケガ・不慮の事故	11
精神障害	5
腫瘍・ポリープ	12
新型コロナウイルス感染症	13
その他	66
合計	174

所得補償保険

年間支払保険金額
16件 約 234 万円
無事故返戻率 20%

所得補償保険支払内訳 (令和3年度)

支払内容	件数
内臓の病気	7
腫瘍・ポリープ	1
脳の病気	1
ケガ	1
精神系(うつ病等)	5
その他(泌尿器系)	1
合計	16

◎ 生活サポートプラン・医療保障保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返りする仕組みになっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払する配当金額は現時点では確定していません。制度内容等詳細はパンフレットをご参照ください。

医療保障保険・所得補償保険ご加入の組合員様

新型コロナウイルス感染症の陽性と診断された場合、ご請求が可能です。

医療機関の入院だけでなく、自宅・宿泊施設で療養した期間についても、医療機関や保健所等の証明をもってお支払い対象とする特別な取扱いを実施(令和4年4月25日現在)しております。



福井県市町村職員共済組合 保険事務取扱店
有限会社 エル・サポート・福井

〒910-0843

福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館5階
TEL (0776) 52-0133 FAX (0776) 52-0134

福井県市町村職員共済組合員の皆さま

(会計年度任用職員・再任用職員を除く)

お仕事での賠償責任(住民訴訟、民事訴訟等)に備えて

住民訴訟
賠償

民事訴訟等
の賠償

「団体地方公務員賠償責任保険」

(公務員賠償責任保険・請求期間延長特約・履行請求訴訟等担保特約・公務員賠償責任保険追加特約・保険責任期間に関する追加条項等)



この保険は、地方公共団体職員の皆さまが公務員として行った公務に起因して保険期間中に損害賠償請求などがなされた場合に皆さま個人が負担される法律上の損害賠償金と争訟費用について保険金をお支払いします。

**新たな備えで安心スタート
毎月加入可能です！**

**住民訴訟、民事訴訟等の
損害賠償金＋弁護士費用を
補償します！**

**加入前の公務に起因する損害賠償請求が保険
期間中になされた場合も補償と対象期間が広い！**

**5年間の損害賠償請求期間延長特約が
自動付帯！**

マイナンバー等個人情報の漏えいも補償！

**民事訴訟等は訴訟が提起されていなくても
補償対象！**

■補償内容(被保険者1名あたり保険金額)

■保険料(1名あたり、保険期間1年間、一時払)

*自己負担額(免責金額)はありません。

補償プラン	被保険者1名あたり保険金額				年間保険料
	①損害賠償金	②争訟費用	①+②	初期対応費用	
	一連の損害賠償請求あたりの 支払限度額		期間中限度額	期間中限度額	職員
5億円	5億円		5億円	500万円	9,840円
3億円	3億円		3億円	500万円	8,760円
1億円	1億円		1億円	500万円	6,240円
5,000万円	5,000万円		5,000万円	500万円	4,800円
3,000万円	3,000万円		3,000万円	500万円	2,880円

※保険料は過去の訴訟履歴等により割増になる事があります。また、加入をお断りさせていただくこともございます。あらかじめご了承ください。

※職員とは首長以外の特別職、管理職、一般職員等を指します。

【お支払いの事例】

住民訴訟: 著しい廉価で市有地を売却したことについて、住民訴訟が提起され、裁判の結果その契約を行った職員に損害賠償責任があるとされた。

民事訴訟: 職員個人に対して訴訟が提起された。

＜お問い合わせ・資料のご請求＞

契約者 : 全国地方職員福利厚生協議会 電話 03-5770-4820

取扱代理店 : アルプスカード株式会社 電話 03-6550-8784

東京都港区赤坂8-5-26 赤坂DSビル6階(平日10時から15時まで)

非幹事代理店: 有限会社エル・サポート・福井 電話 0776-52-0133

福井県福井市西開発4-202-1 福井県自治会館5階(平日9時から17時まで)

引受保険会社:

幹事: 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課 電話 03-3349-5408

東京都新宿区西新宿1-26-1(平日9時から17時まで)

非幹事: 三井住友海上火災保険株式会社

●このチラシは概要を説明したものです。お支払いできない主な場合など詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでご確認ください。

SJ22-01428 (2022.5.13)

夏休み 越路へ行こうが 合言葉

大好評!!

温泉
卓球

お菓子
プレゼント

絵はがき
コーナー

～工事のお知らせ～

8月末から10月末まで館内の給水給湯管取付工事を行う予定です。工事期間中も営業しておりますが、一部休館も予定しております。
組合員様にはなにかとご不便をお掛け致します。何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
なお、詳細につきましてはお電話にてお問い合わせください。



ご予約
お問い合わせ

TEL:0776-77-3151
FAX:0776-77-3868
HP▶<http://www.koshiji.biz/>

福井県市町村職員共済組合保養所

越路